

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
袋井市	袋井南地区	令和3年3月16日	令和6年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	250ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	127ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	45ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.3ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

都市拠点となるJR袋井駅及び愛野駅を中心に、土地区画整理事業や医療・福祉・商業等の都市機能の集積により、市街地化が進んだ地域である。
周辺の小笠山丘陵地には茶園が整備され、現在、認定農業法人・農業者16経営体を中心となって営農しているが、「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が課題となっている。
また、地域内には小規模な農地や農業用機械が入らない農地など、担い手への集約・集積に適さない農地が多く、基盤整備の推進が必要である。
【アンケート結果(回答数118件)】
①70歳以上57人(50%)、②後継者がいない耕作者50人(80%)、③10年後の営農:農業をやめる16人(33%)

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

袋井南地区の茶園については、認定農業法人・農業者16経営体によって維持管理されており、引き続き担い手への集約・集積を推進する。

水田は作付面積27haとなっており、地域の農業者と地域外からの担い手によって耕作されている。
水田の適正な維持管理を図るため、引き続き担い手となる農業者への集約を推進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。
また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、茶園の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。

新規・特産化作物の導入方針

厳しい茶況を受け、イチゴやオリーブなど転換作物導入に向け検討する(収入確保と茶園耕作放棄地化防止)。

鳥獣被害防止対策の取組方針

有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、市補助制度を活用し電気柵の設置など防除に努める。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。